

横浜市における被災者支援に関する各種制度一覧

被災者支援に関する各種制度一覧

2023/6/9 時点

		制度名称	種別	制度の概要	問い合わせ先	所管局 電話番号
親や子ども等が死亡した		横浜市災害見舞金・弔慰金	給付	火災、風水害、地震等により被害を受けたとき、被災者又はその遺族に対し、横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱に基づき、見舞金及び弔慰金を支給します。	・所管局：健康福祉局福祉保健課 ・支給窓口：各区役所 福祉保健課	671-4044
		災害弔慰金(災害救助法)	給付	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。	・所管局：健康福祉局福祉保健課	671-4044
		葬祭費の実施(災害救助法)	現物支給	遺族で遺体の埋葬(火葬)を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行います。	・所管局：健康福祉局環境施設課	671-2449
負傷や疾病による障害が出た		災害障害見舞金(災害救助法)	給付	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給します。	・所管局：健康福祉局福祉保健課	671-4044
当面の生活資金や生活再建の資金が必要		被災者生活再建支援金	給付	災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して被災者生活再建支援金を支給します。	・所管局：健康福祉局福祉保健課	671-4044
		災害援護資金(災害救助法)	貸付(融資)	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。	・所管局：健康福祉局福祉保健課	671-4044
		母子父子寡婦福祉資金貸付金	貸付	母子家庭や父子家庭、寡婦の方を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な資金を貸し付けます。	・所管局：子ども青少年局子ども家庭課 ・受付窓口：各区役所 子ども家庭支援課	671-2395
		災害義援金(災害救助法)	寄付	関係機関が募集した義援金を支給します。	・所管局：健康福祉局福祉保健課	671-4044
子どもの養育・就学を支援してほしい		教科書等の無償給与(災害救助法)	現物支給	災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。	・所管局：教育委員会事務局小中学校企画課 ・受付窓口：各学校	671-3265
		保育所への入所	給付認定・利用調整	被災した世帯に保育所入所対象年齢の児童がいる場合に、保護者が自宅及びその他近隣の災害復旧に当たっている期間、当該児童を保育所に入所させることができます。	・所管局：子ども青少年局 保育教育・認定課 ・受付窓口：各区役所 子ども家庭支援課	671-0253
		小・中学生の就学援助措置	給付・還付	災害により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、学校給食費等を援助します。	・所管局：教育委員会事務局学校支援・地域連携課 ・受付窓口：各学校	671-3270
		横浜市立高等学校授業料等減免措置	減免・猶予	災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、入学金及び入学選考手数料等の減免をします。	・所管局：教育委員会事務局学校支援・地域連携課 ・受付窓口：各横浜市立学校	671-3474
		児童扶養手当等の特別措置 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当	給付	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当について、所得制限の特例措置を講じます。	・所管局：子ども青少年局子ども家庭課 ・受付窓口：各区役所 子ども家庭支援課 (特別児童扶養手当については、西区のみ高齢・障害支援課)	児童扶養手当 680-1192 特別児童扶養手当 680-1189
		災害により被害を受けた場合の市税の減免等	減免・課税標準の特例・猶予	・災害により被害を受けた方は、市税について、被害の程度に応じて減免や課税標準の特例措置が受けられる場合があります。 ・災害により被害を受け、市税を一時に納税することができない方は、市税について徴収猶予等の措置が受けられる場合があります。	・所管局：財政局税務課(個人市県民税、事業所税)、固定資産税課(固定資産税・都市計画税)、徴収対策課(市税の徴収) ・受付窓口：各区役所 税務課(個人市県民税、固定資産税・都市計画税、市税の徴収)、横浜市債却資産センター(固定資産税(債却資産分))、財政局法人課税課(事業所税)	個人市県民税 671-2253 事業所税 671-4491 固定資産税・都市計画税 ・土地 671-2258 ・家屋 671-2260 ・債却資産 671-4384 市税の徴収 671-2256
		国民健康保険の保険料・窓口負担の減免措置等 ・保険料の減免 ・一部負担金減免	減免・支払猶予	国民健康保険の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。	・所管局：健康福祉局保険年金課 ・受付窓口：各区役所 保険年金課	国民健康保険料 671-2422・3922 国民健康保険の窓口負担 671-2424
税金や保険料等の軽減や支払猶予等をしてほしい		後期高齢者医療の保険料・窓口負担の減免等	減免・支払猶予	後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。	・所管局：健康福祉局医療援助課 ・受付窓口：各区役所 保険年金課	671-2409
		介護保険の保険料・利用者負担の減免措置等	減免・支払猶予	介護保険料の減免・支払猶予措置や、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。	・所管局：健康福祉局介護保険課 ・受付窓口：各区役所 保険年金課	介護保険料 671-4254 介護保険の利用者負担 671-4255
		国民年金保険料の免除等	減免・支払猶予	国民年金保険料の免除・納付猶予等の措置が講じられる場合があります。	・所管局：健康福祉局保険年金課 ・受付窓口：各区役所 保険年金課	671-2418
		障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	減免	災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられる場合があります。	・所管局：健康福祉局障害自立支援課 ・受付窓口：各区役所 高齢・障害支援課	671-2402
		児童福祉施設措置費の減免	減免	児童福祉施設措置費が減免される場合があります。	・所管局：子ども青少年局子どもの権利擁護課 ・母子生活支援施設；各区役所 子ども家庭支援課 ・その他の児童福祉施設(保育所を除く)；各児童相談所	児童福祉施設 (障害福祉施設を除く) 671-2394
		保育所の保育料の減免	減免	災害により保育料の支払いが困難と認められるときに、保育所保育料の費用徴収が減免される場合があります。	・所管局：子ども青少年局 保育教育・認定課 ・受付窓口：各区役所 子ども家庭支援課	671-0255
		老人ホーム入所に伴う費用徴収	減免	養護老人ホームの利用料について、災害等を受けたことにより支払が困難と認められる場合には、利用料が減額または免除される場合があります。	・所管局：健康福祉局高齢施設課 ・受付窓口：各区役所 高齢(・障害)支援課	671-3923
		水道料金等基本料金相当額の免除	減免	水道料金・下水道使用料を減免・減額される場合があります。	・所管局：水道局サービス推進課 ・受付窓口：水道事務所	847-6262
		一般廃棄物処理手数料の減免	減免	災害により生じた一般廃棄物を本市廃棄物処理施設に搬入する場合、一般廃棄物処理手数料が免除されます。	・所管局：資源循環局給務課 ・受付窓口：資源循環局収集事務所	671-2538
		市営住宅使用料の減免	減免	市営住宅入居者又は同居者が災害により容易に回復し難い損害を受けた場合に住宅使用料の減免措置が講じられる場合があります。	・所管局：建築局市営住宅課	671-2926
生活に困窮している		生活保護	給付・還付、現物支給、現物貸与	生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行います。	・所管局：健康福祉局生活支援課 ・受付窓口：各区役所 生活支援課	671-2403
		生活困窮者自立支援制度	サービス、給付、現物支給	様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行います。	・所管局：健康福祉局生活支援課 ・受付窓口：各区役所 生活支援課	671-2403

横浜市における被災者支援に関する各種制度一覧

被災者支援に関する各種制度一覧

2023/6/9 時点

		制度名称	種別	制度の概要	問い合わせ先	所管局 電話番号
住まいの確保・再建のための支援	住まいを補修したい	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	貸付	母子家庭や父子家庭、寡婦の方を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な資金を貸し付けます。	・所管局：子ども青少年局子ども家庭課 ・受付窓口：各区役所 子ども家庭支援課	671-2395
		災害援護資金(災害救助法)	貸付	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。	・所管局：健康福祉局福祉保健課	671-4044
	住まいを建て替え・取得したい 住まいを補修したい 民間賃貸住宅に移転したい 民間賃貸住宅に移転したい 宅地を直したい	被災者生活再建支援金	給付	災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して被災者生活再建支援金を支給します。	・所管局：健康福祉局福祉保健課	671-4044
		応急仮設住宅の供与(災害救助法)	現物支給	災害のために住宅が滅失した被災者のうち自らの資力で住宅を確保することができない方に対し、一時的に居住を供与します。	・所管局：建築局住宅政策課 ・受付窓口：各区役所	671-3975
		公共賃貸住宅に移転したい	市営住宅への一時入居	一時使用許可	低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。	・所管局：建築局市営住宅課
	民間賃貸住宅に移転したい	セーフティネット住宅への入居	その他	セーフティネット住宅は、被災者などの住まい探しにお困りの方の入居を受け入れる住宅です。一定の要件を満たす住宅に対して、家賃補助付きセーフティネット住宅として、家賃や家賃債務保証料の補助を行っています。	・所管局：建築局住宅政策課	671-4121
	土砂等を除去したい	障害物の除去(災害救助法)	現物支給	災害により、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。	・所管局：建築局住宅再生課 ・受付窓口：各区役所	671-2954
	応急的に住宅を修理したい	住宅の応急修理(災害救助法)	現物支給	住宅の被害の程度に応じて、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。	・所管局：建築局住宅再生課 ・受付窓口：各区役所	671-2954
	住まいの再建にあたり、耐震化・省エネ化を図りたい	住宅の耐震化事業	助成・補助	住宅の耐震性の向上等を図る改修費用の一部を補助します。	・所管局：建築局建築防災課	671-2943
		リフォーム税制 ・耐震改修を行った住宅の減額 ・省エネ改修を行った住宅の減額	税制特例措置	一定の要件を満たす住宅リフォームを行った場合固定資産税等について、一定割合の減額を受けることができます。	・所管局：財政局固定資産税課 ・受付窓口：各区役所 税務課	671-2260